

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文 目次

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）	1
二 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）	33
三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）	44
四 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）	46
五 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号）	48
六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）	59
七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）	62
八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二号）	63
九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）	66

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文  
 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第二条の四の環境省令で定める基準等）            第一条の二（略）            2・3（略）            4 令第二条の四第五号ハのポリ塩化ビフェニル処理物に係る環境省令で定める基準は、当該ポリ塩化ビフェニル処理物が、廃油の場合には当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合には当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合には当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であることとする。</p> <p>5 令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に</p>	<p>（令第二条の四の環境省令で定める基準等）            第一条の二（略）            2・3（略）            4 令第二条の四第五号ハのポリ塩化ビフェニル処理物に係る環境省令で定める基準は、<u>廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合には当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であることとする。</u></p> <p>5 令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に</p>

係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

6 令第二条の四第五号ホの鉱さいに係る環境省令で定める基準は、当該鉱さいに含まれる判定基準省令別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ホの鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の一の項から二四の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二四の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

6 令第二条の四第五号ホの鉱さいに係る環境省令で定める基準は、当該鉱さいに含まれる判定基準省令別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ホの鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、令第二条の四第五号ホの鉱さいを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄

7 (略)

8 令第二条の四第五号トのばいじんに係る環境省令で定める基準は、当該ばいじんに含まれる判定基準省令別表第五の一の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号トのばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

9 令第二条の四第五号チのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号チのこれらの廃棄物を処分するため処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及

に掲げるとおりとする。

7 (略)

8 令第二条の四第五号トのばいじんに係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)について、当該ばいじんに含まれる判定基準省令別表第五の一の項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号トのばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

9 令第二条の四第五号チのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二の項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号チのこれらの廃棄物を処分するために処理し

び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

たものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

10

令第二条の四第五号りのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の五の項又は六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号りのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の五の項又は六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アル

(削る)

カリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

11 令第二条の四第五号又のばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の七の項又は八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号又のこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の七の項又は八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

12 令第二条の四第五号ルのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で

(削る)

(削る)

定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ルのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について生じたものにあつては、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

13 令第二条の四第五号ヲのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の一の項又は一二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとお

(削る)

りとし、令第二条の四第五号ワのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の一一の項又は一二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の一二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものに於いて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

14 令第二条の四第五号ワのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ワのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二

10 令第二条の四第五号リの廃油を処分するために処理したものに

係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃油の場合  
は廃溶剤（別表第一の九の項から一八の項まで、二二の項及び二  
四の項の第一欄に掲げるものに限る。）ではないこととし、廃酸  
又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の  
九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げ  
る物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃  
油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれ  
る判定基準省令別表第六の九の項から一八の項まで、二二の項及  
び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三  
欄に掲げるとおりとする。

（削る）

号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたものを除き、同表の一四  
の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するため  
に処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アル  
カリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四  
の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとお  
りとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含  
まれる判定基準省令別表第六の二四の項の第二欄に掲げる物質に  
対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

15 令第二条の四第五号カの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶

剤（トリクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じた  
ものにあつては、令別表第三の一五の項に掲げる施設において生  
じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当  
該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（トリクロロエチレンに  
限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処  
理したものに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に  
対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃ア  
ルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別  
表第六の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に  
掲げるとおりとする。

16 令第二条の四第五号ヨの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶

剤（テトラクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じ  
たものにあつては、令別表第三の一六の項に掲げる施設において  
生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、  
当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（テトラクロロエチレ  
ンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当

(削る)

該処理したものに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

17 令第二条の四第五号タの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（ジクロロメタンに限る。））に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（ジクロロメタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

18 令第二条の四第五号レの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（四塩化炭素に限る。））に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（四塩化炭素に限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の

(削る)

項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

19| 令第二条の四第五号ソの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一―ジクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一―ジクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

20| 令第二条の四第五号ツの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一―ジクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一―ジクロロエチレンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

21| 令第二条の四第五号ネの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶

(削る)

剤（シスー一・二―ジクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（シスー一・二―ジクロロエチレンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

22

令第二条の四第五号ナの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一・一―トリクロロエタンに限る。）に限り、国内にお

(削る)

いて生じたものにあつては、令別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一・一―トリクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

23

令第二条の四第五号ラの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一・一・二―トリクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものに

(削る)

ついて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一・二―トリクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

24

令第二条の四第五号ムの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・三―ジクロロプロペンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・三―ジクロロプロペンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

25

令第二条の四第五号ウの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（ベンゼンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（ベンゼンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二

(削る)

11

令第二条の四第五号又の汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号又のこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

26

令第二条の四第五号中の汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号中のこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

27

令第二条の四第五号ノの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において

(削る)

生じたものにあつては、令別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ノこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものについて、当該処理したもの)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

28]

令第二条の四第五号オの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号オのこれらの廃棄物を処分する

(削る)

ために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

29]

令第二条の四第五号クの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号クのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該

(削る)

処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

30

令第二条の四第五号ヤの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ヤのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

31

令第二条の四第五号マの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の六の項の第二欄に掲げ

(削る)

(削る)

る物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号マのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

32]

令第二条の四第五号ケの汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ケのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る

(削る)

。を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

33

令第二条の四第五号フの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号フのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

34

令第二条の四第五号コの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境

(削る)

(削る)

省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号コこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

35

令第二条の四第五号エの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲

(削る)

けるとおりとし、令第二条の四第五号エのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

36 令第二条の四第五号テの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号テのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに

(削る)

含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

37

令第二条の四第五号アの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

38

令第二条の四第五号サの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境

(削る)

(削る)

省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

39) 令第二条の四第五号キの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第

(削る)

一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号キのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

40 令第二条の四第五号ユの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ユのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理した

(削る)

ものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

41 令第二条の四第五号メの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一六の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号メのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

42 令第二条の四第五号ミの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境

省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ミのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

43 令第二条の四第五号シの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境

省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は

(削る)

廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号シのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

44 令第二条の四第五号エの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号エのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに

(削る)

限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

45) 令第二条の四第五号ヒの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ヒのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりと

(削る)

する。

46| 令第二条の四第五号モの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境  
省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において  
生じたものにあつては、令別表第三の四六の項に掲げる工場又は  
事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当  
該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二一の項の第二欄に掲  
げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は  
廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第  
一の二一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲  
げるとおりとし、令第二条の四第五号モのこれらの廃棄物を処分  
するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、  
廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別  
表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに  
限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理した  
ものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに  
含まれる別表第一の二一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同  
項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合  
は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二一の項  
の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりと  
する。

(削る)

47| 令第二条の四第五号セの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境  
省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において  
生じたものにあつては、令別表第三の四七の項に掲げる工場又は  
事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当  
該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二二の項の第二欄に掲

(削る)

ける物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号セのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

48 令第二条の四第五号スの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号スのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別

(削る)

表第三の四八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

49) 令第二条の四第五号ンの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。)、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ンのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。)、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四の項の第一欄



	二五	(略)	(略)	オキサン五ミリグラム以下
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる基準は、<u>第一条の二第十五項の規定に基づき</u>厚生大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 「検出されないこと。」とは、<u>第一条の二第十五項の規定に基づき</u>環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>				
	二四	(略)	(略)	
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる基準は、<u>第一条の二第五十三項の規定に基づき</u>厚生大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 「検出されないこと。」とは、<u>第一条の二第五十三項の規定に基づき</u>環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>				

改正案	現行
<p>（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第六条第一項第三号ハ(2)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準及び同号ハ(2)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該燃え殻若しくはばいじん又は当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>8 令第六条第一項第三号ソの汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ソの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ソの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ソの環境省令で定める基準は同号ソに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）</p>	<p>（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第六条第一項第三号ハ(2)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準及び同号ハ(2)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該燃え殻若しくはばいじん又は当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の二の項、三の項、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>8 令第六条第一項第三号ソの汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ソの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ソの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ソの環境省令で定める基準は同号ソに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）</p>

第三条 (略)

2 令第六条の五第一項第三号イ(2)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準は別表第五の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(2)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は別表第六の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

3 10 (略)

11 令第六条の五第一項第三号ソの令第二条の四第五号チ(6)に掲げる廃棄物(令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。)に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二五の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんにあつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、別表第六の二五の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとする。

12 令第六条の五第一項第三号ツの汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥にあつては当該汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げる

第三条 (略)

2 令第六条の五第一項第三号イ(2)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準は別表第五の二の項、三の項、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(2)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は別表第六の二の項、三の項、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

3 10 (略)

11 令第六条の五第一項第三号ソの令第二条の四第五号ワに掲げる廃棄物(令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。)に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんにあつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、別表第六の二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとする。

12 令第六条の五第一項第三号ツの汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる汚泥にあつては当該汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし

とおりとし、指定下水汚泥にあつては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもののうち、汚泥であるものにあつては同号ツに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるものの以外のものであつては同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

一	第一欄	第二欄
一	(略)	(略)

、指定下水汚泥にあつては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもののうち、汚泥であるものにあつては同号ツに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものであつては同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

一	第一欄	第二欄
一	(略)	(略)

一三			
一四	一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一―ジクロロエチレン一ミリグラム以下	
一五 二二 二三	(略)	(略)	
二四	一・四―ジオキサ	検液一リットルにつき一・四―ジオキサ〇・五ミリグラム以下	
二五	(略)	(略)	
<p>備考</p> <p>1 この表の一の項から二四の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号タ、レ若しくはソに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 この表の二五の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき</p>			

一三			
一四	一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一―ジクロロエチレン〇・二ミリグラム以下	
一五 二二 二三	(略)	(略)	
二四	(略)	(略)	
<p>備考</p> <p>1 この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号タ、レ若しくはソに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき</p>			

	第一欄	第二欄
一 一 三	(略)	(略)
一 四	一・一―ジクロロ エチレン	試料一キログラムにつき一・一―ジ クロロエチレン一ミリグラム以下
一 五 三 二	(略)	(略)
三 三	一・四―ジオキサ ン	試料一キログラムにつき一・四―ジ オキサン〇・五ミリグラム以下

別表第二(第二条関係)

3  
(略)

環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二五の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

	第一欄	第二欄
一 一 三	(略)	(略)
一 四	一・一―ジクロロ エチレン	試料一キログラムにつき一・一―ジ クロロエチレン〇・二ミリグラム以 下
一 五 三 二	(略)	(略)

別表第二(第二条関係)

3  
(略)

環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二四の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

一三	一 一	別表第四 (第二条関係)	三三	一五 三二	一四	一三 一 一	別表第三 (第二条関係)
(略)	第一欄		一・四 ジオキサ ン	(略)	一・一 ジクロ ロ エチレン	(略)	
(略)	第二欄		検液一リットルにつき一・四 ジオ キサン〇・〇五ミリグラム以下	(略)	検液一リットルにつき一・一 ジク ロ ロエチレン〇・一ミリグラム以下	(略)	第二欄

一三	一 一	別表第四 (第二条関係)	三三	一五 三二	一四	一三 一 一	別表第三 (第二条関係)
(略)	第一欄			(略)	一・一 ジクロ ロ エチレン	(略)	
(略)	第二欄			(略)	検液一リットルにつき一・一 ジク ロ ロエチレン〇・〇二ミリグラム以 下	(略)	第二欄

一四	一三 一	第一欄	一四 (略)	一五 三二	一四 一・一―ジクロロ エチレン
	(略)			(略)	試料一リットルにつき一・一―ジク ロロエチレン一ミリグラム以下
	(略)	第二欄	一・一 ―ジク ロロエ チレン	(略)	
	(略)	第三欄	検液一 リット ルにつ き一・ 一―ジ クロロ エチレ	試料一リットルにつき一・一―ジオ キサン〇・五ミリグラム以下	

別表第五 (第三条関係)

一四	一三 一	第一欄	一四 (略)	一五 三二	一四 一・一―ジクロ ロエチレン
	(略)			(略)	試料一リットルにつき一・一―ジク ロエチレン〇・二ミリグラム以下
	(略)	第二欄	一・一 ―ジク ロロエ チレン	(略)	
	(略)	第三欄	検液一 リット ルにつ き一・ 一―ジ クロロ エチレ		

別表第五 (第三条関係)

二五	二四	一五 二五 二三	
燃え殻（国内において生じたものを除く。）、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二五	燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第四の七の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	(略)	
(略)	一・四 一・四 キサン	(略)	
(略)	検液一 リット ルにつ き一・ 四一・ オキサ ン〇・ 五ミリ グラム 以下	(略)	ン一ミ リグラ ム以下
二四		一五 二五 二三	
燃え殻（国内において生じたものを除く。）、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	ン〇・ 二ミリ グラム 以下

一四 (略)	一 一 一三	第一欄	一・一 検液一	<p>別表第六（第三条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 この表の一の項から二四の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻、ばいじん又は汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 この表の二五の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）</p>
	(略)	第二欄			
	(略)	第三欄			

一四 (略)	一 一 一三	第一欄	一・一 検液一	<p>別表第六（第三条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻、ばいじん又は汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）</p>
	(略)	第二欄			
	(略)	第三欄			

二四	一五 二五 三	
燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第四の七の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	(略)	
一・四 一・四 キサン	(略)	一・四 一・四 キサン
検液一 リット ルにつ き一・ 四一・ オキサ ン〇・ 五ミリ グラム 以下	(略)	リット ルにつ き一・ 一・ジ クロロ エチレ ン一ミ リグラ ム以下

	一五 二五 三	
	(略)	
	(略)	一・四 一・四 キサン
以下 グラム 二ミリ ン〇・ エチレ クロロ 一・ジ	(略)	リット ルにつ き一・ 一・ジ クロロ エチレ ン一ミ リグラ ム以下

<p>二五</p>	<p>燃え殻（国内において生じたものにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）、ばいじん（国内において生じたものにあつては、同表の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
<p>備考</p> <p>1 別表第五の備考1の規定は、この表の一の項から二四の項までに掲げる基準について準用する。</p> <p>2 別表第五の備考2の規定は、この表の二五の項に掲げる基準について準用する。</p> <p>3 （略）</p>	<p>二四</p>	<p>燃え殻（国内において生じたものにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）、ばいじん（国内において生じたものにあつては、同表の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>備考</p> <p>1 別表第五の備考1の規定は、この表の一の項から二三の項までに掲げる基準について準用する。</p> <p>2 別表第五の備考2の規定は、この表の二四の項に掲げる基準について準用する。</p> <p>3 （略）</p>				

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（汚泥等に係る判定基準）  
 第二条 令第五条第一項第九号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一一三号、第一四号及び第二〇号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

（汚泥等に係る判定基準）  
 第二条 令第五条第一項第九号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二四の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一一三号、第一四号及び第二〇号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第二（第三条関係）

別表第二（第三条関係）

<p>二四 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二四 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第二条関係）		別表第一（第一条、第二条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
（略）	（略）	（略）	（略）
セレン及びその化合物	（略）	セレン及びその化合物	（略）
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第一条、第二条関係）		別表第二（第一条、第二条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考 (略)	塩化ビニルモノマー	一・四―ジオキサソ	セレン	(略)	一・二―ジクロロエチレン	一・一―ジクロロエチレン
	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	(略)	(略)	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
備考 (略)			セレン	(略)	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・一―ジクロロエチレン
			(略)	(略)	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下

○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（平成十年総理府・厚生省令  
 第二号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則            （既存一般廃棄物最終処分場に関する経過措置）            第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準については、新令第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第四号まで、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びびロに掲げる」と、同項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備に</p>	<p>附則            （既存一般廃棄物最終処分場に関する経過措置）            第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準については、<u>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「省令」という。）</u>第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第四号まで、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びびロに掲げる」と、同項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「</p>

より排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」と、」及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）」とあるのは「以下「排水基準等」という。）」とする。

4 平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場

（平成十年六月十七日以後初めて改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた新法第九条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る既存一般廃棄物最終処分場及び改正法附則第三条第七項の規定により読み替えられた新法第九条の三第七項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る既存一般廃棄物最終処分場に限る。）の技術上の基準については、新令第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第四号まで、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロに掲げる」と、同項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定

保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」と、」及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。））」とあるのは「以下「排水基準等」という。））」とする。

4 平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場

（平成十年六月十七日以後初めて改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた新法第九条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る既存一般廃棄物最終処分場及び改正法附則第三条第七項の規定により読み替えられた新法第九条の三第七項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る既存一般廃棄物最終処分場に限る。）の技術上の基準については、省令第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第四号まで、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロに掲げる」と、同項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定

により閉鎖されたものについては、同号」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とする。

5・6 (略)

7 平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第一条第二項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第十二号まで（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、第十号イを除く。）、第十四号から第十六号まで、第十七号（平成十年改正命令の施行前に平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）、第十八号及び第十九号に掲げる」と、同項第五号ただし書中「第十七号」とあるのは「第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同項第一号括弧書」とあるのは「前項第一号括弧書」と、同項第八号中「前項第五号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）」とあるのは「旧令第一

により閉鎖されたものについては、同号」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とする。

5・6 (略)

7 平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準については、省令第一条第二項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第十二号まで（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、第十号イを除く。）、第十四号から第十六号まで、第十七号（平成十年改正命令の施行前に平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）、第十八号及び第十九号に掲げる」と、同項第五号ただし書中「第十七号」とあるのは「第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同項第一号括弧書」とあるのは「前項第一号括弧書」と、同項第八号中「前項第五号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）」とあるのは「旧令第一

条第一項第五号イ」と、同項第九号中「前項第五号イ又はロ」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十八号中「前号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とする。

8  
8～11（略）

12 平成十二年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第一号中「第一項（第一号、第二号並びに第五号ホ及びヘを除く。）」とあるのは「第一項第三号、第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロ」と、同項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備）」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項

条第一項第五号イ」と、同項第九号中「前項第五号イ又はロ」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十八号中「前号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とする。

8  
8～11（略）

12 平成十二年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、省令第一条第三項第一号中「第一項（第一号、第二号並びに第五号ホ及びヘを除く。）」とあるのは「第一項第三号、第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロ」と、同項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備）」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項

第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第一項第五号口ただし書」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号ただし書に規定するもの）」とする。

（既存遮断型最終処分場に関する経過措置）

第三条 既存遮断型最終処分場（この命令の施行の際現に旧法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る産業廃棄物の最終処分場（以下「既存産業廃棄物最終処分場」という。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号イに掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の技術上の基準については、新令第二条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 （略）

3 平成十一年六月十七日以後における既存遮断型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第二条第二項第一号中「前条第二項第十号」とあるのは「前条第二項第十号（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）の施行前に埋立処分

第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第一項第五号口ただし書」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号ただし書に規定するもの）」とする。

（既存遮断型最終処分場に関する経過措置）

第三条 既存遮断型最終処分場（この命令の施行の際現に旧法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る産業廃棄物の最終処分場（以下「既存産業廃棄物最終処分場」という。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号イに掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の技術上の基準については、省令第二条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 （略）

3 平成十一年六月十七日以後における既存遮断型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、省令第二条第二項第一号中「前条第二項第十号」とあるのは「前条第二項第十号（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）の施行前に埋立処分

が開始されたものについては、イを除く。」と、「次に」とあるのは「イからハまで、ホ及びヘ並びに平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第二条第二項第一号ハに掲げるところに」と、同号ハ中「前項第二号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号イ」と、「同号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」と、同号ホ中「ニ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号ハ」と、同号ヘ中「前項第二号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」とする。

4 既存遮断型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第一号イ中「第一項第二号ロ」とあるのは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第二条第一項第二号イ」と、同号ロ中「前項第一号ニ」とあるのは「旧令第二条第二項第一号ハ」と、同号ハ中「第一項第二号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号イ」とする。

（既存安定型最終処分場に関する経過措置）

#### 第四条（略）

2 平成十一年六月十七日以後における既存安定型最終処分場の技術上の基準については、新令第二条第一項第三号中「次の」とあるのは、「イ及びハの」とする。

#### 3（略）

が開始されたものについては、イを除く。」と、「次に」とあるのは「イからハまで、ホ及びヘ並びに平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第二条第二項第一号ハに掲げるところに」と、同号ハ中「前項第二号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号イ」と、「同号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」と、同号ホ中「ニ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号ハ」と、同号ヘ中「前項第二号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」とする。

4 既存遮断型最終処分場の廃止の技術上の基準については、省令第二条第三項第一号イ中「第一項第二号ロ」とあるのは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第二条第一項第二号イ」と、同号ロ中「前項第一号ニ」とあるのは「旧令第二条第二項第一号ハ」と、同号ハ中「第一項第二号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号イ」とする。

（既存安定型最終処分場に関する経過措置）

#### 第四条（略）

2 平成十一年六月十七日以後における既存安定型最終処分場の技術上の基準については、省令第二条第一項第三号中「次の」とあるのは、「イ及びハの」とする。

#### 3（略）

4 平成十一年六月十七日以後における既存安定型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第二条第二項第二号中「次による」とあるのは、「次（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、イ、ロ、ハ(2)及びニからチまで）に掲げるところによる」とする。

5 (略)

6 平成十一年六月十七日以後における既存安定型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第二号イ中「第一項第三号」とあるのは「及び第一項第三号」と、「同条第一項第四号及び第一項第三号ロ」とあるのは「同条第一項第四号」とする。

(既存管理型最終処分場に関する経過措置)

第五条 (略)

2 (略)

3 平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準については、新令第二条第一項第四号中「第四号から第六号まで」とあるのは「第四号、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

4 平成十一年六月十七日以後における既存安定型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、省令第二条第二項第二号中「次による」とあるのは、「次（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、イ、ロ、ハ(2)及びニからチまで）に掲げるところによる」とする。

5 (略)

6 平成十一年六月十七日以後における既存安定型最終処分場の廃止の技術上の基準については、省令第二条第三項第二号イ中「第一項第三号」とあるのは「及び第一項第三号」と、「同条第一項第四号及び第一項第三号ロ」とあるのは「同条第一項第四号」とする。

(既存管理型最終処分場に関する経過措置)

第五条 (略)

2 (略)

3 平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準については、省令第二条第一項第四号中「第四号から第六号まで」とあるのは「第四号、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロの」と、同号の規定によりその例によるものとされた新令第一条第一項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」と、「」及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）とあるのは「以下「排水基準等」という。」とする。

4 平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場（平成十年六月十七日以後初めて改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた新法第十五条の二の四第一項の許可を受けた者の当該許可に係る既存管理型最終処分場に限る。）の技術上の基準については、新令第二条第一項第四号中「第四号から第六号まで」とあるのは「第四号、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係

命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロの」と、同号の規定によりその例によるものとされた省令第一条第一項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」と、「」及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）とあるのは「以下「排水基準等」という。」とする。

4 平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場（平成十年六月十七日以後初めて改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた新法第十五条の二の四第一項の許可を受けた者の当該許可に係る既存管理型最終処分場に限る。）の技術上の基準については、省令第二条第一項第四号中「第四号から第六号まで」とあるのは「第四号、第五号イ(3)及びへ並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係

る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロの」と、同号の規定によりその例によるものとされた新令第一条第一項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とする。

#### 5・6（略）

7 平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第二条第二項第三号中「第七号から第十九号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）」とあるのは「第七号から第十二号まで（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、第十号イを除く。）、第十四号から第十六号まで（腐敗物（令第六条第一項第三号ヲに規定する腐敗物をいう。）を含む産業廃棄物の最終処分場以外の最終処分場にあつては、第十六号を除く。）、第十七号（平成十年改正命令の施行前に平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物

る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロの」と、同号の規定によりその例によるものとされた省令第一条第一項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号へ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とする。

#### 5・6（略）

7 平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、省令第二条第二項第三号中「第七号から第十九号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）」とあるのは「第七号から第十二号まで（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、第十号イを除く。）、第十四号から第十六号まで（腐敗物（令第六条第一項第三号ヲに規定する腐敗物をいう。）を含む産業廃棄物の最終処分場以外の最終処分場にあつては、第十六号を除く。）、第十七号（平成十年改正命令の施行前に平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物

の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）、第十八号及び第十九号」と、同号の規定によりその例によるものとされた新令第一条第二項第五号ただし書中「第十七号」とあるのは「第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同項第一号括弧書」とあるのは「前項第一号括弧書」と、同項第八号中「前項第五号イ又はロ（1）から（3）までを除く。」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第九号中「前項第五号イ又はロ」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十八号中「前号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とする。

8  
8～11（略）

12 平成十二年六月十七日以後における既存管理型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第三号中「同条第一項第四号から第六号まで（第五号ホ及びヒを除く。）」とあるのは「同条第一項第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命

の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）、第十八号及び第十九号」と、同号の規定によりその例によるものとされた省令第一条第二項第五号ただし書中「第十七号」とあるのは「第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同項第一号括弧書」とあるのは「前項第一号括弧書」と、同項第八号中「前項第五号イ又はロ（1）から（3）までを除く。」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第九号中「前項第五号イ又はロ」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十八号中「前号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とする。

8  
8～11（略）

12 平成十二年六月十七日以後における既存管理型最終処分場の廃止の技術上の基準については、省令第二条第三項第三号中「同条第一項第四号から第六号まで（第五号ホ及びヒを除く。）」とあるのは「同条第一項第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命

令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びピロ  
「と、同号の規定によりその例によるものとされた新令第一条第三項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備）」と  
、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第一項第五号ロただし書）」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、同号ただし書に規定するもの）」とす  
る。

令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びピロ  
「と、同号の規定によりその例によるものとされた省令第一条第三項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備）」と  
、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第一項第五号ロただし書）」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、同号ただし書に規定するもの）」とす  
る。

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第二十六条関係）			
塩化ビニルモノマー	一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
（略）	（略）	（略）	（略）
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下	シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
（略）	（略）	（略）	（略）
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第二十六条関係）			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

一・四―ジオキサン	セレン及びその化合物	(略)	一・一・二―トリクロ ロエタン	一・一・一―トリクロ ロエタン	(略)	一・一―ジクロロエチ レン	(略)	別表第四(第二十六条関係)	備考 (略)	ム以下
一リットルにつき〇・五ミリグラム以	(略)	(略)	以下	(略)	(略)	一リットルにつき一ミリグラム以下	(略)			

	セレン及びその化合物	(略)		一・一・一―トリクロ ロエタン	(略)	一・一―ジクロロエチ レン	(略)	別表第四(第二十六条関係)	備考 (略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	下	(略)			

備考 (略)	(略)	下
	(略)	
備考 (略)	(略)	
	(略)	

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第一条の二第十五項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における</u>検出値によるものとする。</p>	<p>（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第一条の二第五十三項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における</u>検出値によるものとする。</p>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている</p>	<p>附 則</p> <p>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされてい</p>

令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「

令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「

新判定基準省令」という。)第三条第十一項及び第十二項(ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

一〇三 (略)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。

新判定基準省令」という。)第三条第十一項及び第十二項(ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

一〇三 (略)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第四条 削除</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第八号又は第九号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）及び当該汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第一条の規定による改正後の規則第一条の二第四十九項の規定は、適用しない。</p>	<p>附則 （経過措置） 第四条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第八号又は第九号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したものについては、規則第一条の二第四十九項の規定は、平成十六年六月三十日までの間は、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第八号又は第九号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）及び当該汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、規則第一条の二第四十九項の規定は、適用しない。</p>

一〇三 (略)

第五条 削除

2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、

又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第三条第十二項の規定は、適用しない。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

第五条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第八号又は第九号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。次項において同じ。）及び当該汚泥を処分するために処理したものについては、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）

次項において「判定基準省令」という。）第三条第十二項の規定（ダイオキシン類に係る部分に限る。次項において同じ。）は、平成十六年六月三十日までの間は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、

又は設置の工事がされている令別表第三の四九の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、判定基準省令第三条第十二項の規定は、適用しない。

一〇三 (略)